

高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成31年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月25日

高知市長 岡崎 誠也

高知市建設工事低入札価格調査制度実施要領の一部を改正する要領

改正前	改正後
<p>第1～第2（略）</p> <p>第3 調査基準価格</p> <p>低入札価格調査制度を適用する建設工事の競争入札においては、入札ごとに、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式に<u>よるものとする。</u>ただし、その額が予定価格の95%を超える場合にあつては、95%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあつては、80%の額とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 調査基準価格及び失格基準相当額算定の特例（略）</p> <p>（1）直接工事費</p> <p>直接製作費及び直接工事費の合計額であり、調査基準価格は各々に<u>基準比率</u> _____ を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に<u>基準比率</u> _____ を乗じて得た額で比較する。</p> <p>（2）共通仮設費</p> <p>間接労務費及び共通仮設費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に<u>基準比率</u> _____ を乗じて得た額で比較する。</p> <p>（3）現場管理費</p> <p>工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に<u>基準比率</u> _____ を乗じて得た額で比較する。</p> <p>（4）一般管理費 _____</p> <p>工場製作及び工事現場の区分なく、工事全体として</p>	<p>第1～第2（略）</p> <p>第3 調査基準価格</p> <p>低入札価格調査制度を適用する建設工事の競争入札においては、入札ごとに、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。</p> <p>調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の設計金額に係る算定式に<u>より算出した額の千円未満を切り捨てたものとする。</u>ただし、その額が予定価格の95%を超える場合にあつては、95%の額とし、予定価格の80%に満たない場合にあつては、80%の額とする。</p> <p><u>また、各号の算定において、費目ごとに算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、費目ごとに1円未満の端数を切り上げる。</u></p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第5 調査基準価格及び失格基準相当額算定の特例（略）</p> <p>（1）直接工事費</p> <p>直接製作費及び直接工事費の合計額であり、調査基準価格は各々に<u>第3各号の比率（以下「基準比率」という。）</u> _____ を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に<u>90%</u> _____ を乗じて得た額で比較する。</p> <p>（2）共通仮設費</p> <p>間接労務費及び共通仮設費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に<u>80%</u> _____ を乗じて得た額で比較する。</p> <p>（3）現場管理費</p> <p>工場管理費、現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額であり、調査基準価格は各々に基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は各々に<u>80%</u> _____ を乗じて得た額で比較する。</p> <p>（4）一般管理費<u>等</u></p> <p>工場製作及び工事現場の区分なく、工事全体として</p>

改正前	改正後
<p>の一般管理費__が算定されるもの<u>であること。</u></p> <hr/>	<p>の一般管理費<u>等</u>が算定されるもの<u>であり、調査基準価格は基準比率を乗じて得た額の合計とし、失格基準相当額は30%を乗じて得た額で比較する。</u></p>
<p>第6～第10 (略)</p> <p>第11 低入札価格調査の実施</p> <p>1 失格調査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費__の総合計額が入札書記載金額と一致しない者</p> <p>③ 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費__のいずれかの合計額に記載誤りがある者</p> <p>④ 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費__のいずれかの明示がない者</p> <p>2 低入札調査</p> <p>(1) 低入札者には、別表1に定める低入札価格調査資料及び誓約書(様式2)を3日<u>以内</u>(開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日は含まない。) __に提出させることとし、様式3により通知する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 審査会の審査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 事後審査方式による案件において、契約の内容に適合した履行がされると<u>認められる者がある</u>場合は、落札候補者として選定し、入札参加資格及び総合評価落札方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行う。落札者には様式5により、その他の入札参加者には様式6により通知する。</p>	<p>第6～第10 (略)</p> <p>第11 低入札価格調査の実施</p> <p>1 失格調査</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費<u>等</u>の総合計額が入札書記載金額と一致しない者</p> <p>③ 工事費内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費<u>等</u>のいずれかの合計額に記載誤りがある者</p> <p>④ 工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費<u>等</u>のいずれかの明示がない者</p> <p>2 低入札調査</p> <p>(1) 低入札者には、別表1に定める低入札価格調査資料及び誓約書(様式2)を3日__ (開札日の翌日を第1日として3日目に当たる日。閉庁日は含まない。) <u>以内</u>に提出させることとし、様式3により通知する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 審査会の審査</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 事後審査方式による案件において、契約の内容に適合した履行がされると<u>認める</u>場合は、落札候補者として選定し、入札参加資格及び総合評価落札方式に係る評価値の確認が得られた場合、落札決定を行う。落札者には様式5により、その他の入札参加者には様式6により通知する。</p>
<p>第12 低入札価格調査制度審査会における審査基準</p> <p>1 指名停止措置を伴う失格</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費若しくは一般管理費__の合計若しくはすべての経費の合計が誤っているとき又は入札時</p>	<p>第12 低入札価格調査制度審査会における審査基準</p> <p>1 指名停止措置を伴う失格</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費若しくは一般管理費<u>等</u>の合計若しくはすべての経費の合計が誤っているとき又は入札時</p>

改正前	改正後
<p>提出の工事費内訳書の記載内容と一致しないとき。</p> <p>(6) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費<u> </u>の積算が項目別に行われていないとき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 指名停止措置を伴わない失格 (略)</p> <p>(1) 入札時に提出することとされている工事費内訳書の提出がないとき（工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費<u> </u>の記載のない者、工事費内訳書の提出がなかったものとみなす。）。</p> <p>(2) 積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費<u> </u>の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通費積算基準の項目及び内容と異なり、補正の結果、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費<u> </u>のいずれかの額が失格基準に該当するとき。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第13 契約の締結 (略)</p> <p>(1) 契約の保証の額は、<u> </u>請負代金額の10分の1以上が10分の3以上となること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前払金について、<u> </u>請負代金額の10分の4以内が請負代金額の10分の2以内となり、中間前金の支払は適用されないこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 契約解除に伴う違約金の額は、<u> </u>請負代金額10分の1が10分の3となること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第14～第15 (略)</p>	<p>提出の工事費内訳書の記載内容と一致しないとき。</p> <p>(6) 積算内訳書において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費<u>等</u>の積算が項目別に行われていないとき。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 指名停止措置を伴わない失格 (略)</p> <p>(1) 入札時に提出することとされている工事費内訳書の提出がないとき（工事費内訳書に直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費<u>等</u>の記載のない者、工事費内訳書の提出がなかったものとみなす。）。</p> <p>(2) 積算内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費<u>等</u>の項目及び内容が土木工事標準積算基準又は公共建築工事共通費積算基準の項目及び内容と異なり、補正の結果、直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費<u>等</u>のいずれかの額が失格基準に該当するとき。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第13 契約の締結 (略)</p> <p>(1) 契約の保証の額は、<u>通常</u>請負代金額の10分の1以上が10分の3以上となること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 前払金について、<u>通常</u>請負代金額の10分の4以内が請負代金額の10分の2以内となり、中間前金の支払は適用されないこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 契約解除に伴う違約金の額は、<u>通常</u>請負代金額10分の1が10分の3となること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第14～第15 (略)</p>

(改正前)

別表 1

低入札価格調査資料

調査項目	提出書類
(1) 当該価格により入札した理由	様式12
(2) 入札価格の詳細内訳書	任意様式※
(3) 下請予定者一覧表	様式13
(4) 手持ち工事の状況	様式14
(5) 対象工事の工事場所と入札者の事業所等との関連	様式15
(6) 対象工事に係る手持資材の状況	様式16
(7) 対象工事の資材購入先及び購入先と入札者との関係	様式17
(8) 対象工事に係る手持機械の状況	様式18
(9) 対象工事に係る機械のリース予定	様式19
(10) 対象工事に係る労務者の具体的供給見通し	様式20
(11) 対象工事に係る建設副産物の搬出地	様式21
(12) 過去に施工した公共工事名等及び工事実績	様式22
(13) その他参考となる事項	様式23
(14) 経営状況, 信用状態	必要に応じて発注者が調査又は調査対象者に資料の提出を指示

※入札価格の詳細内訳書について

・工事費内訳

市が示した設計書(内訳書, 明細書)の内容を適切に計上する。(工種, 数量, 単価, 金額)

・共通仮設費, 現場管理費, 一般管理費 については, 必要な経費を適切に計上する。一括計上は認めない。

(改正後)

別表 1

低入札価格調査資料

調査項目	提出書類
(1) 当該価格により入札した理由	様式12
(2) 入札価格の詳細内訳書	任意様式※
(3) 下請予定者一覧表	様式13
(4) 手持ち工事の状況	様式14
(5) 対象工事の工事場所と入札者の事業所等との関連	様式15
(6) 対象工事に係る手持資材の状況	様式16
(7) 対象工事の資材購入先及び購入先と入札者との関係	様式17
(8) 対象工事に係る手持機械の状況	様式18
(9) 対象工事に係る機械のリース予定	様式19
(10) 対象工事に係る労務者の具体的供給見通し	様式20
(11) 対象工事に係る建設副産物の搬出地	様式21
(12) 過去に施工した公共工事名等及び工事実績	様式22
(13) その他参考となる事項	様式23
(14) 経営状況, 信用状態	必要に応じて発注者が調査又は調査対象者に資料の提出を指示

※入札価格の詳細内訳書について

・工事費内訳

市が示した設計書(内訳書, 明細書)の内容を適切に計上する。(工種, 数量, 単価, 金額)

・共通仮設費, 現場管理費, 一般管理費 等 については, 必要な経費を適切に計上する。一括計上は認めない。

(改正前)

別記 2

施工体制確保の確実性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費 <u> </u> の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費 <u> </u> の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費 <u> </u> の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず一般管理費 <u> </u> に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費 <u> </u> の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、たとえば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」を含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。

3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、たとえば、「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。

(改正後)

別記 2

施工体制確保の確実性評価基準

減点評価項目	減点指数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費 <u>等</u> の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費 <u>等</u> の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費 <u>等</u> の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず一般管理費 <u>等</u> に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費 <u>等</u> の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、たとえば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」を含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。

3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、たとえば、「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行する。